

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 県内の消防職員について、救急救命士の資格を取得するために必要な教育訓練を受講させるため、負担金を支出するもの。 なお、（一財）救急振興財団は全国都道府県の共同出資により消防機関の救急救命士を養成する団体として設立されたものであり、毎年、都道府県救急隊数等により案分された金額を全都道府県が負担することとなっている。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 消防職員が救急救命士の資格を取得するために必要な研修を行う機関は、当該財団と、一部の政令市・都府県に設置された養成所（全国9か所）しかない。政令市等の養成所はもともと定員が少ないところ、岐阜県の消防職員は名古屋市の養成所に一部を受け入れていただいているが、消防本部の希望する人数全員の受け入れは困難であり、当該財団の研修所に派遣せざるを得ない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。